嘱託職員就業規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人国立保育会(以下「法人」とする)に雇用される嘱託職員の就業に関する事項を規定する。この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令または労働契約による。

(定義)

第2条 この規則において嘱託職員とは職員と同等の勤務時間をもって勤 務するもので1年以内の期間を定めて雇用されるものをいう。

(採用)

第3条 法人は、嘱託職員として就業を希望する者より、第4条に定める書類を提出させて、選考の上、適当と認めた者を嘱託職員として雇入れる。

(提出書類)

- 第4条 嘱託職員として就業を希望する者は、法人の定める様式に従い、次 の各号の書類を法人に提出しなければならない。
 - (1)履歴書
 - (2)写真
 - (3) 資格証(写)
 - (4)誓約書
 - (5)身元保証書
 - (6) その他法人が必要とする書類
- 2 前各号の書類は、法人が必要を認めない場合はその一部を省略することがある。

(異動)

第5条 法人は、業務上必要あるときは、非常勤職員の従事する職務または 就業場所を変更することがある。

(雇用契約)

- 第6条 嘱託職員の雇用契約期間は原則として一年間とし、4月1日~翌年3月31日までとする。年度途中において採用されたものの契約期間はその年度の末日までとする。
 - 2 契約終了後、勤務成績が優秀であり、本人が希望し法人が必要と認め る場合は更新することができる。

ただし、70歳に達する日以後の最初の3月31日までを限度とする。

3 更新にあたっての雇用条件については更新年の2月末日までに協議 のうえ決定する。

(契約の変更及び解除)

- 第7条 嘱託職員が次のいずれかに該当するときは、契約期間中であって も法人は契約を変更及び解除することができる。
 - (1)精神または身体の障害により就労不能と認められたとき
 - (2)事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事情により、必要となったとき
 - 2 年度途中の契約の変更及び解除については30日前に通知しなければならない。

(勤務時間・休憩及び休日)

- 第8条 嘱託職員の勤務時間・休憩及び休日については就業規則第20条から第26条を準用する。
 - 2 高年齢者の体力の低下、健康状態を考慮し本人の希望により労働日 数、労働時間を決定することができる。

労働時間においては本人の希望により1日1時間から4時間まで 短縮することができるが、最低週20時間以上とする。

労働日数においては本人の希望により決定するが、月8日以上であること。

また、労働日数、勤務時間の短縮を希望する場合は、契約更新の面談時に申し出にて行うこと。

(基本給·資産形成DB手当)

- 第9条 嘱託職員の給与は、別に定める給与規程による。
 - 2 前項の定めにかかわらず、就業規則第5条第1項第1号および第2号 に定める職につくものについては定年時の基本給の額とする。
 - 3 基本給には資産形成DB手当を含む(この規則において同じ。)もの とし、資産形成DB手当は、別に定める資産形成DB手当給付規程の とおり支給する。

(年次有給休暇・休暇)

第10条 就業規則第18条の2により本会を定年退職したものの年次有給休暇については定年時の勤続年数を通算して付与する。

新たに採用された嘱託職員については、別表1のとおり与える。

- 2 特別休暇については就業規則第34条を準用する。
- 3 法人が職員との協定により年次有給休暇を計画的に付与することとした場合 においては、その協定の定めるところにより同休暇を付与することとする。
- 4 職員は、その保有する年次有給休暇のうち前項の労使協定に係る部分については、その協定の定めるところにより取得しなければならない。

(懲戒)

第11条 嘱託職員の懲戒については就業規則第50条及び第51条を準用する。

附 則

- 1. この規則は平成19年4年1日から施行する。
- 2. 平成22年1月1日一部改正
- 3. 廃止
- 4. 平成24年4月1日一部改正
- 5. 平成25年4月1日一部改正
- 6. 平成 29 年 10 月 1 日一部改正
- 7. 平成30年4月1日一部改正
- 8. 平成31年1月1日一部改正
 - (1) 改正に伴い契約職員就業規則は廃止する。
 - (2)(経過措置)平成30年12月31日現在雇用されている65歳以上の嘱託 職員の基本給については改正前の額とし、雇用契約につい ては70歳に達する日以後の最初の3月31日までを限度と する。
- 9. 平成31年4月1日一部改正
- 10. 令和2年4月1日一部改正 (第6条基本給と第8条第1項賞与を都職員同等)
- (1)(経過措置)令和2年3月31日現在雇用されていて、かつ、その時点で 65歳以上の小学校校長ならびに幼稚園、保育園園長経験 者の基本給は、330,000円とし、同60歳以上65歳未満の小 学校校長ならびに幼稚園、保育園園長経験者の基本給は、 300,000円とする。
- 11. 令和2年10月1日一部改正(第3条「採用」及び第4条「提出書類」及び第5条「異動」を追加)
- 12. 令和4年4月1日一部改正
- 13. 令和4年4月1日一部改正
- 14. 令和6年4月1日一部改正(第9条基本給に第2項を追加)
- 15. 令和6年6月11日一部改正(第6条第2項変更)令和6年7月1日施行する。 ただし、令和6年6月11日時点で70歳以上の嘱託職員は適用しない。
- 16. 令和6年12月3日一部改正 同日施行(第8条第2項勤務時間の弾力化追加)
- 17. 令和7年3月4日一部改正 令和7年4月1日施行(第9条資産形成DB手当の追加)

別表 1 第 10 条に規定する年次有給休暇は次のとおり定める。

採用月	4 月から 9 月までの間	10 月から 3 月までの間
休暇日数 (4月1日から 9月30日まで)	10 日	
休暇日数 (10月1日から 翌年3月31日まで)	15 日	5日